

第八十号議案

江戸川区立中央図書館及び江戸川区立鹿骨コミュニティ図書館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立中央図書館及び江戸川区立鹿骨コミュニティ図書館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立中央図書館及び江戸川区立鹿骨コミュニティ図書館の指定管理者を次のように指定する。

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
江戸川区立中央図書館 江戸川区立鹿骨コミュニティ図書館	文京区大塚三丁目四番七号	株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子	平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区立中央図書館及び江戸川区立鹿骨コミュニティ図書館の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。